

共謀罪 現代版「治安維持法」

「戦争する国」へ市民抑圧

「話し合いが罪になる」共謀罪。かつて市民や法律家から強い批判を受け、2003年から07年にかけて国会で3回にわたって廃案になりました。しかし与野党が多数の議席を占める中、安倍政権は名称を「テロ準備罪」と替え、テロ対策の法を凝らして次期国会での成立をねらっています。「現代の治安維持法」とも呼ばれる新「共謀罪」の危険性を改めて考えます。

こんなことでも犯罪になる危険
2人以上で「犯罪について話し合い、計画」とみなされればその「自己が犯罪となりま

す。政府は何らかの「準備行為」をした場合ただけ処罰する方針とされていますが、捜査機関は「ATMで現金をおろす」「Eメールを送る」などのごく普通の行為を「準備行為」とみなすことが可能とみられます。

罪が実際に行われた場合（既遂）に処罰するのが大原則。重い犯罪は例外的に「未遂」を処罰し、殺人や強盗など極めて重大なものだけを「予備段階」でも処罰します。共謀罪はこの原則に反し、窃盗や公職選挙法違反を含む600以上の犯罪について、未遂や予備より前の「計画」段階で処罰します。処罰対象を拡大とともに、処罰機会を大幅に前倒しします。

と指摘。盗聴捜査が拡大される恐れがあることも述べました。安倍政権は秘密保護法や戦争法、拡大盗聴法の成立を強行し、戦争ができる国づくりにまい進しています。

「これらは戦争を準備する法律。軍事法制の露払いだ。昨年11月の集会所で神奈川大学の白取祐司教授は、共謀罪を念頭にこう批判しました。戦争防衛を名目に制定されたが、戦争に批判的な市民の強圧に猛威を振るいました。共謀罪はしばしば「現代の治安維持法」と形容されます。同教授は著書「ジャーナリストの発言を引いて」憲法はあるだけで社会への圧迫になる。作るのと自己が自由を圧迫すると警告しました。

政府は「テロ対策」を



権利を求める正当な市民運動の抑制に悪用されるおそれがあります。構成要件があいまいで、法務省幹部は国会で「目くばせでも共謀は成立する」と高弁しました(2005年10月)。警察・検察の恣意的な判断で立件される余地があります。

日本弁護士連合会の山下幸夫・共謀罪法案対策本部事務局局長は昨年9月、都内での集会で「捜査機関は日常的に特定の団体について監視する捜査を行えるようになる」と

共謀罪なくとも条約批准は可能
政府はテロ対策として国際組織犯罪防止条約を批准するために、共謀罪の導入が不可欠だと説明しています。

しかし条約はそもそもテロ対策を主眼としておらず、「金銭的利益その他を得るために犯罪を行う集団」を対象としています。マネーロンダリングなどの経済犯を想定しているとの見方が強い。

日弁連は「共謀罪の導入なしでの同条約の批准は可能。国内法の基本原則に基づき立法を行えばよい」との立場を示しています。

決めつけで内心を処罰

自由法曹団治安警察問題委員会委員長 三澤麻衣子弁護士
大分県警が野党統一候補の事務所を盗撮した事件がありました。
共謀罪は、こうした監視の口実となります。600を超える対象犯罪の何かに一つに引っかけ、「共謀罪」と警察が「密接をかけた」「捜査」といえば、正当化されてしまいます。監視社会づくりのシステムです。



しかし、「心を買った」はおかしいことでもなんでもありません。それが、なぜ共謀罪では処罰できるのかと言え、他人が知りようがない人の内心を捜査機関が決めるからです。結局、内心を処罰することなのです。

自由法曹団では、法律家や市民団体と共同して法案を提出させない運動を広げたい。団の弁護士による講師派遣を進めるなど、危険性を広く知らせていきたいと思っています。

犯罪ごとにみた処罰機会の違いと共謀罪 (○は処罰可、×は不可)

	共謀罪導入後		現行刑法	
	計画 (共謀)	予備	未遂	既遂
殺人	○	○	○	○
身代金目的誘拐	○	○	○	○
窃盗	○	×	○	○
建造物損壊	○	×	×	○